

株式会社タナカ重建 行動計画

社員の仕事と家庭の両立化の支援と、職場環境の整備により、社員が自身の能力を最大限発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年6月1日～令和11年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和11年5月までに、年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和6年6月～ 1. 年次有給休暇の取得状況の把握。
- 令和6年7月～ 2. 計画的な取得に向けた管理職研修の実施。
- 令和6年8月～ 3. 各部署において年次有給休暇の取得計画の策定。
- 令和6年9月～ 4. 社内報でキャンペーンを行うなど取得促進のための取り組みの開始。

目標2：令和11年5月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設置・実施する。

<対策>

- 令和6年6月～ 1. 所定外労働の現状を把握するために社員へのアンケート調査。
- 令和7年6月～ 2. 各部署の問題点の検討。
- 令和7年8月～ 3. ノー残業デーの実施。
管理職への研修（年1回）及び社内報などによる社員への周知（毎月）。